「病児・病後児保育」のご案内

病児・病後児保育は、仕事や冠婚葬祭、体調不良などの理由で、病気または病気の回復期にあるお子様を家庭で保育できない場合に、専用の施設でお子様を看護師や保育士等の専門スタッフが一時的にお預かりするサービスです。

病児とは	病気回復期に至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童
病後児とは	病気の回復期であるが、集団保育が困難な児童

利用対象	■水俣市にお住まいの生後３か月から小学校６年生までの児童 ■市外在住で水俣市内に勤務先を有する保護者の生後３か月から小学校６年生までの児童（水俣市にお住まいの方が優先ですが、定員に空きがあれば受け入れ可能です。）
利用日時	月曜日～土曜日（※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く） 午前8時～午後6時

利用定員	定員は3名です。（※事前に電話予約が必要です。）

利用料

区　　分	利 用 料（日 額）
生活保護世帯	無料
市県民税非課税世帯	1,000円
その他の世帯	1,500円
市外に住所を有する世帯	2,500円

利用方法	ご利用希望の方は事前に登録が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

利用時持ってきていただくもの

■病院（診断医師）からの診療情報提供書
■昼食、飲み物、おやつ
■着替え（病状に応じて）、ビニール袋（汚れ物入れ）、タオル、バスタオル
■薬（医療機関から処方されたもの）、薬の情報書
■好きなおもちゃや本
※乳児の場合は、以下の用品もお願いします。
■粉ミルク（2～3回分）
■哺乳瓶（2本）
■紙オムツ、おしり拭き
■離乳食

ご利用場所・連絡先

「病児・病後児保育 もくれん」
（社会福祉法人光明童園）
水俣市平町２丁目２番６号
電話：83-8010　FAX：83-8123

お問い合わせ先
水俣市役所 福祉課福祉支援室
電話：61-1660　FAX：63-9044

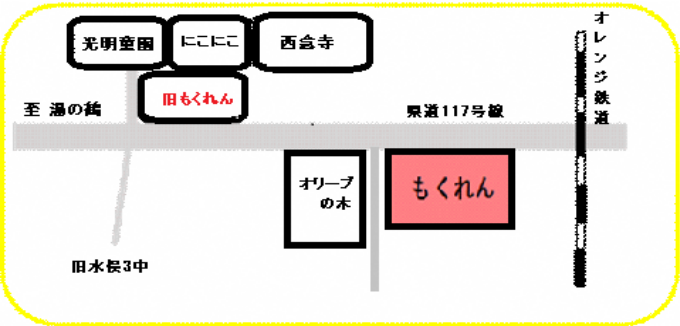

病児・病後児保育利用方法

事前登録

■ご利用を希望する方は、事前に登録が必要です。（毎年度申請が必要です。）

■登録手続きは、市役所福祉課福祉支援室窓口へおいでください。
※母子手帳をお持ちください。
※市外の方は、雇用証明書が必要です。

■緊急の利用の場合は、病児・病後児保育施設でも登録手続きが可能です。

利用申請

① 事前（前日）に利用施設に連絡し、予約をしてください。

② ご利用になる前に、必ずかかりつけ医を受診後、医師から「診療情報提供書」を記入してもらってください。

③ 利用当日、施設に「診療情報提供書」をお持ちになり、利用申請手続きをしてください。

④ 入室（利用）

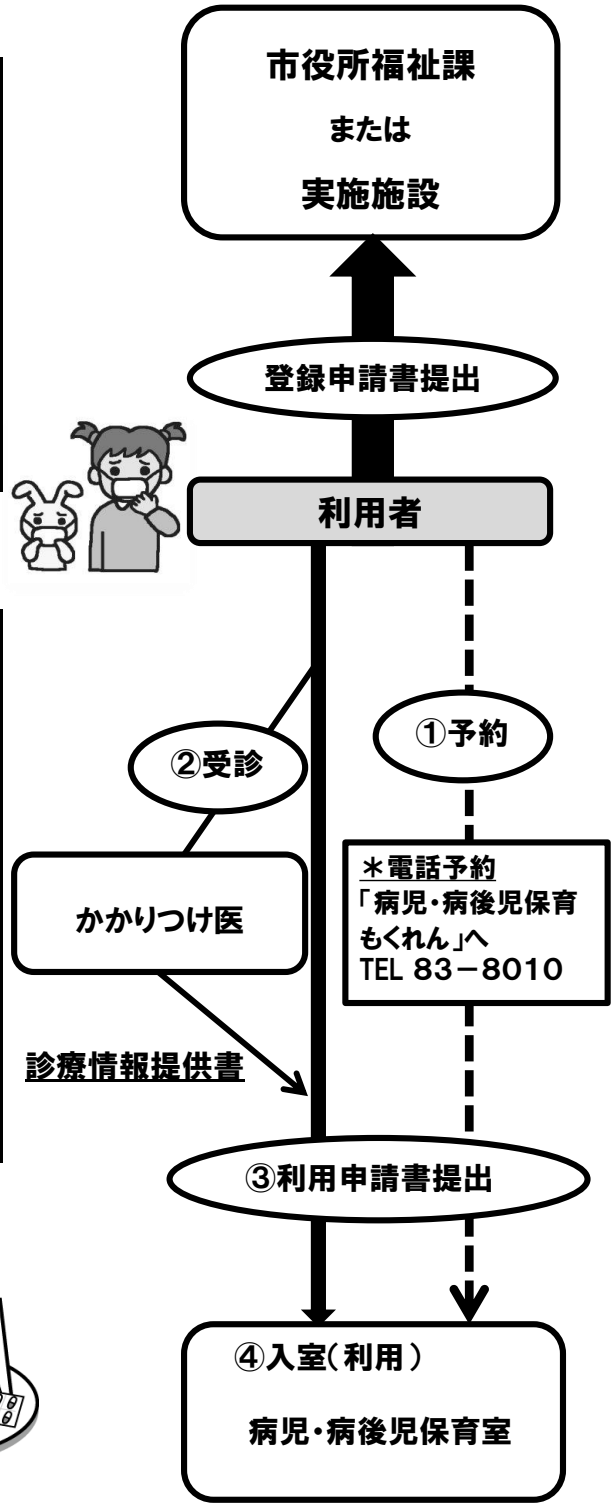

★キャンセルする場合は、速やかに施設にご連絡ください。
（連絡がなかった場合、キャンセル料が必要になることがあります。）
★お迎えなどの時間はお守りください。18時までのお迎えが難しい場合は「もくれん」までご相談ください。
上記2点について守られない場合、次回からのご利用をお断りする場合があります。